

＜マイナ保険証利用率の設定＞ **※要確認 3月分までと設定方法が異なります**
令和7年4月適用分から利用率の設定方法が変更になりました。

施設基準情報設定の画面から **医療DX(F11)** を選択し該当月に利用率を入力し、**F12 登録** を押します。

総合ポータルサイトから送信されるメールまたはサイト内の「マイナ保険証の利用状況のお知らせ」に以下のような記載がありますので、確認して登録して下さい。

貴施設における医療DX推進体制整備加算（〇月適用分）対象利用率の最高値：〇％（R〇年〇月診療月分・レセプト件数ベース利用率）

小児科特例を活用とする場合

対象利用率が12％～14％の場合は15％を設定して下さい。（令和7年9月まで）

※施設基準とマイナ保険証利用率の設定により、診療行為画面にて初診、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に自動発生します。

※自動算定されない場合は加算を手入力していただく必要があります。

施設基準の設定を行わずに加算の入力をするすると、下図のエラーメッセージが表示されます。**閉じる**を押して画面を閉じ、施設基準情報の設定を行って下さい。